

岩手県小児・AYA世代のがん患者等妊孕性温存治療費助成金交付要綱

(目的)

第1条 将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等の経済的負担を軽減するため、将来子どもを授かる可能性を温存する妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により助成金を交付する。

(妊孕性温存療法の助成対象者)

第2条 本事業の妊孕性温存療法の助成対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 岩手県内に住所を有する者

(2) 以下のいずれかの原疾患の治療を受ける者

ア 「小児・AYA世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療

イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等

ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等

エ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等

(3) 第5条に定める対象となる妊孕性温存療法に係る治療の凍結保存時における年齢が43歳未満の者。なお、第5条第1項で定める胚（受精卵）凍結に係る治療の場合は、原則、治療開始時点で法律婚の関係にある夫婦のうち、女性が妊孕性温存療法対象者である場合を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の関係にある者も対象とすることができる。

(4) 第9条の規定により知事が指定した妊孕性温存療法実施医療機関（検体保存機関）（以下「妊孕性温存療法指定医療機関」という。）において妊孕性温存治療を受けた者

(5) 申請を行う妊孕性温存治療について、他制度の助成を受けていない者

(6) 妊孕性温存療法指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者

ただし、子宮摘出が必要な場合等、本人が妊娠できないことが想定される場合を除く。

なお、妊孕性温存治療は第2号の治療前を基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。

(7) 妊孕性温存療法指定医療機関から妊孕性温存療法を受けること及び国の「小児・A Y A世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を受け、本事業に参加することについて同意した者

なお、対象者が未成年患者の場合は、原則として、妊孕性温存療法を行う担当医師の所属する医療機関における未成年患者本人の同意取得の方針に従い、未成年患者本人（※）及び親権者又は未成年後見人等による同意が得られた者

※ 年齢等の理由で同意能力がないために医療機関での妊孕性温存療法実施の際に未成年患者本人の同意を取得することができない場合は、本事業に参加することに対する本人同意の取得も不要とする。

（温存後生殖補助医療の助成対象者）

第3条 本事業の温存後生殖補助医療の助成対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 岩手県内に住所を有する者
- (2) 夫婦（事実婚の関係にある者を含む。以下同じ。）のいずれかが、第2条の各要件を満たし、第5条に定める治療を受けた後に、第7条に定める対象となる治療を受けた場合であって、第7条に定める治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
- (4) 第9条の規定により知事が指定した温存後生殖補助医療実施医療機関（以下「温存後生殖補助医療指定医療機関」という。）において温存後生殖補助医療の治療を受けた者
- (5) 申請を行う温存後生殖補助医療の治療について、他制度の助成を受けていない者
また、配偶者（事実婚の関係にある者を含む。）が、第7条の規定による助成を受けていない者。
- (6) 温存後生殖補助医療指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者
- (7) 温存後生殖補助医療指定医療機関から温存後生殖補助医療を受けること及び国実施要綱に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を受け、本事業に参加することについて同意した者

（妊孕性温存療法の助成対象となる費用）

第4条 本事業の妊孕性温存療法の助成対象となる費用は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用とする。

ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

2 対象者の体調不良などにより医師の判断に基づき妊孕性温存治療を中止した場合も助成の

対象とする。

(妊孕性温存療法の助成対象治療及び助成上限額)

第5条 治療毎の1回あたりの助成上限額は、下表のとおりとする。

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
(1) 胚(受精卵)凍結に係る治療	35万円
(2) 未受精卵凍結に係る治療	20万円
(3) 卵巣組織凍結に係る治療(組織の再移植を含む)	40万円
(4) 精子凍結に係る治療	2万5千円
(5) 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

2 助成回数は、対象者一人に対して通算2回までとする。

なお、異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとし、他の都道府県が実施する「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」による妊孕性温存療法の助成についても通算回数に含めるものとする。

(温存後生殖補助医療の助成対象となる費用)

第6条 本事業の温存後生殖補助医療の助成対象となる費用は、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用とする。

ただし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等の自己負担部分は対象外とする。

(温存後生殖補助医療の助成対象治療及び助成上限額)

第7条 治療毎の1回あたりの助成上限額は、下表(詳細は別表2のとおり。)のとおりとする。

ただし、以下に掲げる生殖補助医療は助成対象外とする。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの
- (2) 借り腹(夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。)によるもの
- (3) 代理母(妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。)によるもの

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
第5条第1項表中(1)の治療により凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円
第5条第1項表中(2)の治療により凍結した未	25万円

受精卵子を用いた生殖補助医療	(注 1)
第 5 条第 1 項表中(3)の治療により凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円 (注 1 ～ 4)
第 5 条第 1 項表中(4)及び(5)の治療により凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円 (注 1 ～ 4)

注 1 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は10万円とする。

注 2 人工授精を実施する場合は 1 万円とする。

注 3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円とする。

注 4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は助成対象外とする。

- 2 助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算 6 回（40歳以上であるときは通算 3 回）までとする。ただし、助成を受けた後に出産し又は妊娠12週以降に死産に至った場合にあっては、当該出産又は死産の後にを行う温存後生殖補助医療の助成回数には、以前に受けた助成回数を通算しないこととする。

(個人情報等の取扱い等)

第 8 条 県並びに原疾患治療及び妊孕性温存療法、温存後生殖補助医療に関わる医療機関は、本事業の実施に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意するものとする。

(医療機関の指定等)

第 9 条 知事は、「国実施要綱」 5 (2) に基づき、日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会から本承認を受けた医療機関からの申請に対して、本事業の妊孕性温存療法実施医療機関（検体保存機関）又は温存後生殖補助医療実施医療機関を指定医療機関として指定を行うものとする。

- 2 知事は指定医療機関の指定においては、他の都道府県の医療機関を指定することができる。また、他の都道府県知事が指定した医療機関を知事が指定したものとみなす。

- 3 知事は、指定医療機関から指定の辞退の申し出があったとき、指定医療機関が「国実施要綱」 7 に定める要件を欠くに至ったとき、又は、指定医療機関として不適当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができる。

(普及啓発)

第10条 知事は、本事業の普及啓発に努め、利用機会の拡大を図るものとする。

(提出書類及び提出期日)

第11条 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表1のとおりとする。

(申請の取下げ期日)

第12条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、助成金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(台帳の整備)

第13条 知事は、助成の状況を明確にするため、岩手県小児・AYA世代のがん患者等妊孕性温存治療費助成金交付台帳（妊孕性温存療法分）（様式第4-1号）及び岩手県小児・AYA世代のがん患者等妊孕性温存治療費助成金交付台帳（温存後生殖補助医療分）（様式第4-2号）を備えるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。
- 2 妊孕性温存療法又は温存後生殖補助医療による治療が令和7年3月31日までに終了した者の申請については、この要綱による改正後の様式にかかわらず、なお従前の様式によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年9月14日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。
- 2 妊孕性温存療法又は温存後生殖補助医療による治療が令和8年3月31日までに終了した者の申請については、この要綱による改正後の様式にかかわらず、なお従前の様式によることができる。

別表 1（第11条関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出期限
規則第 4 条の規定 による書類	1 岩手県小児・AYA世代のがん 患者等の妊孕性温存療法研究促進 事業参加申請書（妊孕性温存療法 分）	様式第 1－1 号	別に定める 。
	2 添付書類		
	（1） 岩手県小児・AYA世代の がん患者等の妊孕性温存療法研 究促進事業に係る証明書（妊孕 性温存療法実施医療機関）	様式第 1－2 号	
	（2） 岩手県小児・AYA世代の がん患者等の妊孕性温存療法研 究促進事業に係る領収金額内訳 証明書（妊孕性温存療法実施医 療機関の連携機関）	様式第 1－3 号	
	（3） 岩手県小児・AYA世代の がん患者等の妊孕性温存療法研 究促進事業に係る証明書（原疾 患治療実施医療機関）	様式第 1－4－1 号及び様式第 1－ 4－2 号	
	（4） 事実婚関係に関する申立書 （5） その他知事が必要と認める 書類	様式第 1－5 号	

